

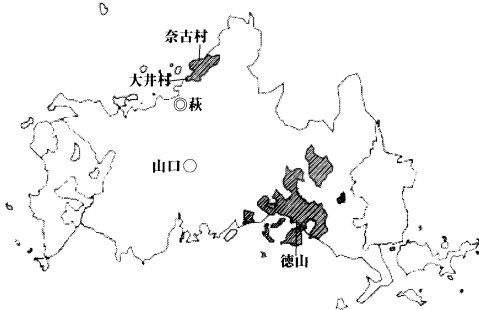
奈古村・大井村の安政騒動

（奈古勘場日記が記すその顛末） 三浦 孝夫（会員）

江戸時代、萩藩の支藩徳山藩の領地

だった奈古村（現・阿武郡阿武町大字奈古、但し木与地区は除く）と大井村（現・萩市大井、但し大井川右岸の奈古寄りの地域で当時、先大井と呼ばれた。大井川左岸の萩寄りの地域は前大井と呼ばれ、萩藩領だった。以下、大井村と記した時は大井村のうち、徳山藩領の先大井地区を指す）。この両村で安政三年から四年にかけて、相次いで騒動が持ち上がった。地下役人の庄屋や大年寄が逼塞や役儀交替を申し渡されるという村民にとっては驚天動地の出来事である。徳山藩の出先である勘場の役人が書き残した奈古勘場日記からその事件の顛末を紹介しよう。（奈古勘場日記は萩市大井の故・堀勇氏が所蔵していたもので、本稿のテキストは阿武町教育委員会から提供を受けた）

■徳山藩の在地支配体制



徳山藩の支配地域

本題に入る前に、当時の徳山藩の在地支配体制についてふれておこう。徳山藩が支配した地域は周防国の都濃郡、佐波郡、熊毛郡の二十八カ村と長門国

阿武郡の二カ村の計三十カ村。これを統括する役所として代官所が徳山に置かれ、その出先として主な村に勘場が設置され、勘場には責任者として徳山から下代が派遣された。下代の任期は一年で、毎年九月初めに交替した。徳山藩庁である蔵本の決定事項はまず代官所に伝えられ、同所の代官から各地の勘場の下代に指示・通告された。

奈古・大井村の場合は奈古に勘場が置かれた。勘場には下代のほかに、一カ月交替で下目付と村廻りの兩人がやってきて勘場の業務を遂行した。兩人の交替は毎月、月半ばに行われた。離着任とも二人セットで、組み合わせは毎回変わったが、村廻りの場合、一年のうちと同じ人が複数回着任することは珍しくなかった。

ところで、下目付と村廻りの離着任は深夜に行われる。夜四ツ時（十時ごろ）に新任者が到着し、八ツ時（深夜二時ごろ）に前任者が離任する、といった具合である。今では考えられない深夜の交替が行われるのは、徳山と奈古とが

に七人の畔頭がいた。

地下役人にはほかに、奈古・大井両村を統括する大年寄がいた。安政三(四年当時の奈古村および大井村の地下役人の顔ぶれは表(一)のとおり。大年寄の西村利右衛門は奈古浦で板場(櫛の実から生蠟を取り出す作業場)を経営、同じく酒造業を営む中村助右衛門と並ぶ有力者だった。

勘場下代からの指示は庄屋↓畔頭↓住民と伝えられた。住人からの嘆願書などはその逆で、住人↓畔頭↓庄屋・大年寄↓勘場下代↓代官↓蔵本へと伝えられた。

なお、安政四年二月に徳山藩に提出された両村の竈数調査報告によると、奈古村四七四(うち奈古浦一九七)、大井村二百六十(うち大井湊浦五十三)、合計七三四だった。これが当時の両村の世帯数といえよう。現代と違って大家族だったが、一世帯当たり平均家族数四人としても三千人近くが生活していたことになる。

■奈古村の騒動

さて、本題に入ろう。最初の騒動は安政三年夏、奈古村で起こった。奈古勘場日記「安政三年丙辰九月分冊のページ目に、いきなりそのことが書かれている。

途中からで、しかも一部欠損しているがよくわからない部分もあるが、「下代役の意見を受け入れず、我意を申し募り、あまつさえ徳山に人を差し出して内々申し出に及び」「下として向上きをも憚らず」「下代役差し図を相用いず候ては御政道にも相障り候」と非難の言葉が書き連ねてあり、「これに依り先ず逼塞申し付け候条、相慎み居り申すべく候こと」などと読める。日付は安政三年(一八五六)丙辰八月晦日である。要するに、いろいろよからぬことがあったので、とりあえず逼塞を申し付ける、いざれ正式に処罰が下されよう、という内容である。糾弾されたのがだれかこの文面ではわからないが、別の文書から逼塞を申し付けられたのが、大年寄の西村利右衛門と奈



奈古勘場日記の書き出し

古浦庄屋の西村利三郎であることが判明する。奈古浦の地下役人二人が逼塞を申し付けられるとはただごとではない。いったい何があったのか。

この経緯は、後に奈古浦の住人が両人の赦免を申し出た嘆願書によって明らかとなった。それによると、発端は村の神社のお祭りである。このところ不漁続きで景気が悪く、祭りの人の出も少ないので、出し物として以前のように「子供踊り」を復活させたら、活気が出てにぎわいを取り戻すことができ、ひいては不漁も解消できるのではないかと住人たちは考えた。そして地下役人の両人に話を持ち込んだので

ある。

「子供踊り」がどういふものかはよくわからないが、奈古や大井ではかつて、不漁のため漁祭を開催、その際に操り芝居興行をしていたことがあり、それにあやかつたものだらうか。いずれにしても「子供踊り」の復活には藩の許可が必要だ。最初は両人とも、時節柄それは難しいと諭したが、住民らの重ねての要請に、それほど言うのであればと重い腰を上げ、勘場に掛け合つた。ところが、下代（河内與右衛門）の返答は予想通りで埒があかない。なんとか実現の方途がないものかと考えた両西村は、徳山にも人を出して打開策を探ろうとした。しかし、これが勘場↓代官所という正規の陳情ルートを蔑ろにするものとして彼らの逆鱗にふれた。前記の兩人に対する非難の言葉には、その激しい憤りが込められている。

奈古浦の重鎮である両西村が逼塞を申し付けられたのでは、村の運営は機能不全に陥る。このため、勘場では両西村逼塞中の代行（取り計らい）として、中村助右衛門（大年寄取計）と中村與三左衛門（奈古浦庄屋取計）を指名した。

一方、浦地区の住民は自分たちのために両西村が藩の怒りを買つたことに強い責任を感じて、このまま座視するのは「人間の道が立たず」として、両西村の赦免を求める嘆願書を、小頭（こがしら）新吉の名前で藩に提出した。嘆願書では、両西村が地下住民のためにこれまで尽力してきたこと、板場を運営する西村利右衛門がさらに処罰を被ることがあれば、板場職人が職を失つてその家族が路頭に迷うことになることも指摘、「早速両人とも御赦免仰せ付けられ下され候様願ひ上げ奉り候」と訴えている。

それから藩の決定が出るまで二週間を要した。九月二十一日、藩は両西村に赦免を通告した。

以下は西村利右衛門に対する赦免状である。

右先達て咎筋これ有り、先ず逼塞申し付け置き、この上巖重沙汰に及ぶべく候ところ、これよりうち度々献納金に及び、去る冬も御借上銀速やかに調達せしめ、旁に対し、この度の義は格別の料簡をもってその義なく差し許し候条、向後決して心得違ひ仕るまじく候のこと

右の通り迎付けられ候、已上

安政二年丙辰九月二十一日

藩は地下役人としての両西村のこれまでの貢献を考慮して、さらなる処罰を見送つた。赦免に伴い両西村は地下役人に復帰、両中村の取計は解消され、奈古村の地下役座はほぼ一カ月ぶりに

奈古村大年寄

西村利右衛門

正常化したのである。

■大井村の騒動

奈古村の騒動が一件落着して七カ月ほどたった安政四年四月二十八日夜、今度は大井村で騒動が持ち上がった。大井湊浦で地元の若者グループが、藩の許可を得ずに芝居興行(日記では「芝居躰」と表現している)ので、本格的なものではなかったと思われ)を行つたところを勘場役人に見咎められ、これを企画実行した若者グループに加えて、地下役人の庄屋二人と畔頭二人までが監督責任のみならず計画への関与などを疑われて、厳罰に処せられたのである。その厳しさは奈古村の騒動の比ではない。

ことの経緯はこうである。大井村の若者グループが芝居興行を計画、大井湊浦の場所を借り受け、通りがかりの役者を雇い、棧敷を販売して四月二十八日夜、実行した。そこに勘場の下目付(石田念七)と村廻り(小林良助)がやってきて、芝居興行は禁止されているとして差し留めを命じるとともに、

関係者の取り調べを行った。事件に関与した者が多数にのぼり、取り調べに時間がかかったが、事件のあらましは五月半ば、代官・岡平馬に伝えられ、計画の首謀者として大井湊浦古屋の住人・松之助以下十一人がリストアップされた。彼らは地下役人や勘場の人間と相通じて計画を進めていたことが判明し、大井村を揺るがす騒動に発展したのである。事件関係者への処分が決

まったのは翌閏五月六日のことだった。(表2参照)
計画への関与と監督責任が問われた地下役人は、大井村庄屋・伊藤民次郎、大井湊浦庄屋・古谷源左衛門、大井村畔頭・豊吉、同・松尾源右衛門の四人伊藤民次郎と古谷源左衛門は庄屋役を罷免され、松尾源右衛門は畔頭を罷免された。加えて、伊藤民次郎は大庄屋格と毎年藩から下されていた米四俵を

表2 安政大井村芝居騒動の結末 (安政4年閏5月6日)

	氏名	罰則内容
大井村庄屋	伊藤民次郎	①役儀差代 ②大庄屋格・年々下し米4俵取上げ ③逼塞(閏5月13日差免)
大井湊浦庄屋	古谷源左衛門	①役儀差代 ②次2代上下着用取上げ ③逼塞(閏5月13日差免)
大井村畔頭	松尾源右衛門	①役儀差代 ②次3代上下着用取上げ ③逼塞(閏5月13日差免)
大井村畔頭	豊吉	逼塞5日
計画推進者	松之助、豊之丞、虎次郎、市蔵、甚吉、新吉、政治郎、松次郎、十吉、半次郎、千太郎	①逼塞7日 ②過料2貫500文
	幸吉	①逼塞5日 ②過料1貫500文
計画協力者	兼吉、寅吉、好左衛門、三左衛門、吉五郎	①逼塞3日 ②過料1貫文
役座押しかけ	伊佐松、仙吉、与之助、忠蔵、五右衛門、小三郎、助左衛門、寿三郎	逼塞3日
	忠兵衛、加奈吉、吉左衛門、伝吉、利三郎、弥吉、平五郎	徳山呼び出し
役者を泊める	乙五郎	三里四方住居差留
饗応受ける	利兵衛	

取り上げられ、古谷源左衛門は次二代、松尾源右衛門は次三代それぞれ上下着用を取り上げられ、三人いずれも逼塞を命じられた(閏五月十三日差免)。

首謀者のトップにリストアップされた松之助は、芝居興行の場所の借り受けに奔走するなどして、逼塞七日と過料二貫五百文を通告された。同じ処罰を受けたのはほかに、勘場の者(利兵衛)を酒で饗応して計画の内諾を得ようとした豊之丞と当初からグループに加わって計画を推進した虎次郎以下九人の計十人にのぼる。幸吉は病気で当日は参加しなかったものの、当初からグループに加わって計画を推進していたとして、逼塞五日と過料一貫五百文を課せられた。

(注) 過料二貫五百文ほどの程度重いか。同日記の別の資料によると、銀一匁 丁錢百文で、一匁 米一升二勺五才とある。これで換算すると二貫五百文は銀二十五匁であり、これは米二十五升六合二勺五才に相当する。同日記の別の資料では、川除普請の人夫の日備賃は米七合

五勺であるから、それで割ると34・1となる。すなわち錢二貫五百文は人夫三十四日分の賃金相当ということになる。

好左衛門以下の五人は、世話人に雇われて芝居興行に協力したとして、逼塞三日、過料一貫文を通告された。仙吉以下の八人は芝居興行を聞いて地下役座へ押しかけたことをとがめられ逼塞三日、彼らと同調して地下役座へ押しかけた畔頭の豊吉には逼塞五日が申し渡された。

以上のほかに、居住地から三里四方住居差し留めとなったのが二人いる。芝居の役者を自宅に泊めた乙五郎と、勘場の不夜番で豊之丞の酒の饗応を受けた利兵衛である。利兵衛はこの件で処罰を受けた中で、ただ一人の奈古村住人だった。

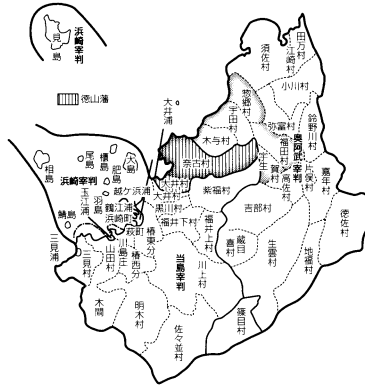
以上、処罰を受けたものは合計三十一人にのぼった。これ以外に、藩からの呼び出しを受け閏五月十日、組の者に付き添われて徳山へ向かったものが忠兵衛以下七人いる。彼らにどのような処罰が下ったのか、手元にある安政

四年六月までの奈古勘場日記には記述が見当たらない。

六月一日、伊藤民次郎に代わって藤田十郎右衛門が大井村庄屋に就任、また、勘左衛門、権左衛門、藤田千四郎(藤田十郎右衛門の倅)が新たに畔頭に指名され、大井村地下役人体制は刷新された。(古谷源左衛門に代わる大井湊浦庄屋は決まらず、代行体制のまま)

■背景に長引く不景気

奈古村と大井村で相次いで起こったこの騒動、果たして偶然のできごとだったのだろうか。大井村の騒動については、取締側の情報しかないのですが、芝居興行を計画した若者グループの狙いがわからないが、彼らも「子供踊り」の復活を考えた奈古浦の住人と、同様だったのではないかと背景にあるのは長引く不漁による不景気である。「子供踊り」や芝居興行で人を集め、景気づけを行おうとした。それが決して一部の者の突飛な考えではなく、多くの住人の思いを代弁していたと思われる



近世阿武郡の村々（阿武町史より）

のは、どちらのケースも庄屋という村のとりまとめ役が彼らの行動を黙認ないし、支持していたことに現れている。

景気づけに芝居興行が行われることは過去に例がある。この方面に詳しい吉積久年氏によると、奈古村や大井村では不漁のために漁祭（あるいは恵比寿祭り）を開催、その際に、通掛り芝居を招いていたという。もちろん藩の許可を得てのことだ。もっとも時期は享保期（一七一六〜一七三五）と宝暦期（一七五二〜一七六三）に集中し、寛政五年（一七九三）以降は不許可に一転するという。景気づけになる芝居興行は華美・浪費と背中合わせで、質素儉約を旨とする施政にはそぐわなかったからであろう。

地下役人や住人は芝居興行に対する藩のこのような方針を当然、承知していた。その上で起こった安政の奈古村と大井村における騒動。なんとかして不景気の風を吹き飛ばそうとした両村の住民の心意気に拍手を贈ろう。井伊直弼が大老に就任し、安政の大獄に至

る一年前のことである。

（終わり）

参考文献

- ・阿武町史（上）（阿武町史編さん委員会編、一九九六年）、
- ・徳山藩〇〇「徳山藩士一族一覽表」
- ・歴史の道調査報告書五「石州街道」（山口県文化財愛護協会、二〇〇五年三月）
- ・第8章奈古・大井の芝居興行（吉積久年）